

[研究報文]

原料用ブドウの調達と契約に関する一考察—中国山西省を事例に—

仙田徹志¹・寶劔久俊²・郭 晋萍³

¹ 京都大学 606-8501 京都市左京区吉田本町

² アジア経済研究所 261-8545 千葉市美浜区若葉 3-2-2

³ 山西省扶貧弁 030006 山西省太原市長風街 30

An economic study of wine grape production contracts between farmers and winery in China

Tetsuji SENDA^{1*}, Hisatoshi HOKEN², Jinping GUO³

¹ Kyoto University, Yoshida-Honmachi, Sakyo-ku, Kyoto 606-8501, Japan

² Institute of Developing Economies, 3-2-2 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-shi, Chiba, 261-8545, Japan

³ Poverty Office Shanxi Province, 30 Changfengjie, Taiyuan, Shanxi, 03006, China

Grapes produced grown exclusively for winemaking cannot be sold as table grapes because they are of species cultivated solely for wine production. On the other hand, because the quality of grapes produced for winemaking has a great profound influence on the quality of the wine to be produced, wineries need to build a system to guide farmers in their production and motivate them to create grow high-quality grapes of better quality via through purchase contracts. This study aimed to analyze the content and fulfillment of contracts between farmers and wineries based on a field research of a Chinese case while considering endemic problems associated with the grapes produced exclusively for winemaking.

As a result of analysis, it was clarified that farmers and wineries formed good sustainable trading relationships because although the annual prices of products presented by wineries to farmers were determined by negotiations after shipment of products, the price levels were set to guarantee farmers' incomes. In addition, it was also clarified that local governments mediated between farmers and wineries and such mediation played an important role.

Key Words: Contract Winery management Farmer Farm management Local government

緒言

ワイン生産は、醸造技術はもちろんのこと、原料となるブドウの品質が、最終生産物であるワインの品質を大きく左右する。ブドウの品質は、その基礎条件としてのテロワールに加え、生産主体の技術力にも影響される。原料用ブドウ生産は、当該ワイナリーが自園を保有することにより、自己調達する場合もあるが、個別生産者が生産した原料用ブドウを調達する場合も多い。農作物であるブドウの生産は農地を利用して行われるために、生産国の農業構造に加え、その前提条

件でもある農地制度に大きく影響される。個別生産者が生産したブドウを原料として調達する場合にも、ワイナリーは市場をとおして調達するか、個別あるいは組織的な委託生産を行うかの選択に直面する。後者の委託生産の場合、ブドウが永年性作物であることや原料用ブドウの品質確保の面からも長期契約が選択される傾向にある（注1）。

ところで、中国は、周知の通り、めざましい経済成長によって、基本食料の安定供給は90年代前半に達成し、90年代後半以降、奢侈品の消費が大きく伸びてきている。アルコールの消費も確実に伸びてきており、なかでもワインの1人あたり年間消費量は1995年の

* Corresponding author (email: senda@media.kyoto-u.ac.jp)
2012年8月15日受理

0.5 リットルから 2008 年には 1 リットルへと倍増し、国内の年間消費量は 1995 年の 70 万キロリットルから 2008 年には 130 万キロリットル強まで伸長してきている（注 2）。ワイン消費の高い伸びに呼応して、ワインの輸入も 2005 年頃から急増し、消費量の 1 割程度を占めるまでになってきたが、国産ワインは品質を高めながら順調な増産を続けている。中国農業は小規模な個別生産者が多いことや、農地の集団所有をつうじた個別生産者の権利が保障されているなど、農業生産構造や土地制度面で日本と類似している点が多い。しかも、90 年代以降の「農業産業化」の推進によって、地元政府も介入する形で加工企業の積極的な誘致と作目転換が積極的に図られてきている（注 3）。この点で中国沿海部に代表されるように、中国国内の地域や作目によっては、日本と遜色ない水準で企業と農家の契約生産が実施されてきている。

こうしたなか、90 年代後半以降の外資の積極的な導入により、設立されたワイナリーもある。これらはまったくの新規参入の企業として当該地域に立地し、当該地域の各級人民政府の支援を得ながら、農家と原料用ブドウの生産契約を行い、ワイン生産を行っている。このような新規参入の場合、技術的あるいは資金的な制約、そして販路確保など、さまざまな問題を抱えることになるが、その大きな問題の一つが、農家との委託生産契約に基づく生産管理である。前述のように、ブドウ生産は製造されるワインの品質に大きな影響を与えることから、その生産指導は綿密であることが要求され、農家との買い上げ契約をとおして、より良い品質になるような動機付けも必要である。

こうした農家と企業の契約は、他の各種農産物でも見られるものであるが、腐敗しやすいなどの農産物固有の問題に加え、ワインの原料用ブドウの場合、ワイン専用種であるがゆえに、生食用ブドウとは異なり、販売先が限定されてしまうことなど、特殊な問題を多く抱えている。そこで本稿では、こうしたワインの原料用ブドウが抱える特性や問題に配慮しつつ、農家と新規参入ワイナリーとの契約とその履行に関する内容について検討することを課題とする。

分析対象と方法

課題に対する接近方法は次の通りである。分析対象

は中国山西省太谷県にある A ワイナリー、および同ワイナリーと契約関係にある農家と当該農家の属する村民委員会、郷鎮政府であり、実地調査と実地調査時に収集した資料に基づき課題に接近する（注 4）。

以下、分析対象地域および A ワイナリーの概要について述べ、新規参入した A ワイナリーと農家との契約関係について説明する。

結果と考察

1. 分析対象地域、および A ワイナリーの概要

1) 分析対象地域の概要

分析地域の太谷県は、山西省中部に位置する農業を中心とした県である。行政機構は、3 鎮 6 郷、197 行政村から構成され、総人口は 29.3 万人、そのうち農村戸籍人口は 21 万人である。太谷県の地勢は、海拔 870 ~ 950 m、年間降水量は 450 mm であり、食糧生産だけではなく、園芸農産物、養豚を中心とした畜産生産も盛んである。太谷県内には山西農業大学が所在することから、県政府と大学との連携による研究交流が積極的に実施されている。また、省都の太原市から 40 km と立地条件にも恵まれ、安定的な兼業機会も豊富である。このような地理的条件の良さから、太谷県の 2010 年の農民 1 人あたり年間所得は 8008 元と、省平均の 4736 元よりも高い水準にある（注 5）。

2) A ワイナリーの概要

1997 年に設立された A ワイナリーは新規参入のワイナリーであり、1980 年代前半からワイン生産を開始した国有企業を前身とする大手国産メーカー（長城、王朝など）と比べて企業形態が異なる。A ワイナリーは 2001 年より本格的な生産を開始しており、2011 年時点の生産能力は 3000 t（約 25 万ケース）であり、若干の変動はあるがヒアリング調査から得られた年間生産量は、2001 年が 600 t（約 5 万ケース）、2002 年が 700 t（約 5.8 万ケース）、2010 年も 750 t（約 6 万ケース）と増加傾向にある。

A ワイナリーは福建省出身の華僑である X 氏が友人のフランス人との共同経営で始めたものである。開始当初の資本金は 1700 万元であったが、2002 年時点で 4000 万元まで増資している。現在、A ワイナリーと A ワイナリーで生産されるワインの販売会社は、X 氏の

企業グループの子会社になっている。当初のCEOはX氏であったが、2004年よりX氏の娘がCEOとなり、現在に至る。現在の従業員は80名である。現CEOの就任以降、広報やマーケティング活動にもより積極的になり、国内の業界誌や専門誌への掲載や、各種コンクールへの出品を行っている。2005年からは国際的なワイン・コンクールで受賞し、香港系の航空会社や高級ホテルでも推奨ワインとして登録されている。国内販売は直営方式であり、省都の太原市、北京市、上海市を始め、国内20箇所あまりに直営店が設置されている。

ワイナリー自体の敷地面積は2.3ha(35μ)(注6)であり、一部がワイナリーの実験圃場となっているが、原料用ブドウはワイナリーの立地するC郷の5つの村、500余の農家から調達している(注7)。生産開始前より、フランス人エノログであるY氏を雇用し、現在の専属エノログは、オーストラリア人のZ氏である。

2. 新規参入ワイナリーと農家との契約関係

ここでは、上記で概要を説明したAワイナリーと原材料ブドウを生産する農家との契約関係について述べる。Aワイナリーは上述のとおり、1997年に新設された新規参入のワイナリーである。その設立にあたっては、フランス人の専属のエノログが山西省内のブドウ生産の適地を探索した結果、現在の場所に決定されている。さらに2011年時点の契約農家の存在する5つの村の村内においても、ブドウ適地と不適地のゾーニングが厳格に行われる。農家とワイナリーとの生産契約は村が仲介する形で行われる。Aワイナリーから各村に品種ごとにゾーニングされた農地に対する生産面積が指定され、村が個別農家のブドウ生産の希望をとりまとめる。最終的にはAワイナリーが個別農家の品種と生産面積を指定することになる。また、Aワイナリーからの買い上げは、ブドウ適地で生産されたブドウのみが対象となる。以下では、2009年に実施した1つの村民委員会、およびブドウを栽培する2名の農家へのヒアリング結果について述べる。

1) 耕地面積及び作付状況

事例1は、農業と農家民宿(「農家楽」)を主な収入源とする農家である(注8)。経営耕地面積は86.7a(13

μ)を保有し、生産品目は、原料用ブドウ50a(7.5μ)、クルミ13.3a(2μ)、ナツメ16.7a(2.5μ)、トウモロコシとその他が6.7a(1μ)となっている。農地は6箇所に分散し、原料用ブドウ用の圃場はそのうちの2箇所で、カベルネ・ソービニオンを生産している。これまでのところ、生産品種に変更はないが、生産面積は変化してきた。原料用ブドウの生産開始時の面積は40a(6μ)であったが、2003年に10a(1.5μ)の面積を増やした。2003年の面積増加は、以前には野菜やスイカを植えていたが、収益性の観点からブドウに変更したことによる。

事例2も、事例1と同様に、農業と農家民宿を主な収入源とする農家である。経営耕地面積は1.1ha(17μ)を保有し、生産品目は、原料用ブドウ26.7a(4μ)、クルミ13.3a(2μ)、ナツメ33.3a(5μ)、リンゴ13.3a(2μ)、トウモロコシやハウス野菜が26.7a(4μ)となっている。農地は7箇所に分散し、そのうち2箇所でシャルドネ6.7a(1μ)、カベルネ・ソービニオン20a(3μ)を生産している。これまでに生産品種の変更はない。事例2の保有する経営耕地面積1.1ha(17μ)すべては原料用ブドウ適地と判定されたが、原料用ブドウの生産面積を制限している。

このように、原料用ブドウの適地と不適地はAワイナリーによって厳格に管理されているが、生産する作目選択は農家が行う。ただ、原料用ブドウの生産面積を農家が自由に増加できる訳ではなく、Aワイナリーの計画に沿って増産が行われる。すなわち、Aワイナリーからはブドウの必要数量(面積)が品種別に村に提示され、農家は村を通じて品種と面積の希望を出し、Aワイナリーから提示された農家に限り、面積を増やすことができる。一方、農家とAワイナリーの契約では年度が定められていない。したがって、農家はワイナリーに申し出れば、自由に原料用ブドウの生産を中止することができる。

2) 労働力の確保

次に原料用ブドウの生産過程における労働力確保について述べる。原料用ブドウ生産は、Aワイナリーと個別農家の契約に基づいて行われるため、個別農家は家族労働力の賦存状況に応じて、必要に応じて雇用労働力を活用する。個別農家がすべて意思決定するので、

村の関与もない。太谷県の原料用ブドウ生産では、整枝作業およびブドウ樹の越冬を目的とした埋土と掘出作業の3つの作業について、多くの労働力を必要とするため、労働力を雇用することが一般的である(注9)。雇用労働は各農家が村内外から調達する。2009年における整枝作業は1日40元、埋土および掘出作業は50

量が低めにコントロールされている。原料用ブドウの生産にかかわる技術指導は、すべてAワイナリーから村を通じて書面で指示が出される(注10)。苗木や農薬をはじめとするすべての生産資材の代金は販売金額から精算される(注11)。

また、生産物の出荷成績は、出荷時のサンプル結果

Table 1 農家の出荷時の成績表

| | | | | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|---------------|-------|----------|-------|
| No | xxxxx | 氏名 | xxxxx | 品種 | xxxxx | 出荷年月日 | xxxxx |
| 農地番号 | xxxxx | 村名 | xxxxx | 箱数 | xxxxx | 出荷重量(kg) | xxxxx |
| 腐敗したブドウの出荷重量(kg) | | xxxxx | | 腐敗したブドウの比率 | | xxxxx | |
| 糖度(%) | | xxxxx | | 1房あたりの平均重量(g) | | xxxxx | |
| 買入組織 | C郷人民政府 | | | 買入人サイン | xxxxx | 農家サイン | xxxxx |
| | Aワイナリー | | | | | | |

出所：農家調査時に収集した資料を復元したものである。

注：表中のxxxxxは記載事項を意味している。

～60元であり、農外就業の賃金を参考に設定するが、近年、農作業労賃の水準は上昇している。これらの作業は、作業時期が重なってしまうので、村内の共同作業として実施することは困難である。

一方、収穫は共同作業によって実施する。Aワイナリーより、作業時期が提示されるので、村をあげて収穫作業を手伝う。この収穫の共同作業には、原料用ブドウの生産者の相互扶助の要素が強いため、労働出役にとまらぬ労賃は発生しない。

3) 生産指導と管理

生産指導はAワイナリーに常駐する10数名の技術管理者と、各村3名配置される技術補佐員によって行われる。後者の技術補佐員は各村の村民であり、村内の生産農家の管理とAワイナリーからの指示の伝達を主要な業務としている。技術補佐員には、1ヶ月あたり200～300元、5ヶ月間の雇用で1000元程度の給与がAワイナリーから支給されている。

Aワイナリーの原料用ブドウの平均収量は7.5t/haであり、Aワイナリーからの技術指導をとおして、収

が各農家に書面により提示される。その内容を示したのがTable 1である。Table 1をみると、出荷時の重量や不適とされる生産物の比率、そして糖度が示されており、これらの個人、村の出荷データが、後述する価格交渉の材料となる。この出荷成績には、買入組織としてAワイナリーだけではなく、当該郷の人民政府の名称が併記されているところに大きな特徴がある。この名称併記は、新規参入企業であるAワイナリーの信用保証、ならびに農家とAワイナリーの出荷物の品質、数量、そして価格をめぐるコンフリクトの抑制に貢献してきたといえる。

4) 買い上げ価格と支払い

買い上げ価格は、Aワイナリー、郷鎮政府関係者、各村民の代表による交渉によって決定される。例年、交渉時期は12月から始まり、数回の協議を経て12月末には合意に至る。買い入れ量の制限はなく、糖度が低くても買い付けは行う(注12)。

Table 2 B村における時期別・品種別のブドウ圃場面積

| | 全期間 | 前期 | | 後期 | | | |
|-------|-----------|----------|------|----------|-------|-------------|------|
| | | カベルネ・フラン | メルロー | カベルネ・フラン | シャルドネ | カベルネ・ソービニオン | |
| 圃場数 | 46 | 12 | 5 | 1 | 12 | 16 | |
| 総面積 | 9.50 | 2.61 | 1.44 | 0.32 | 2.00 | 3.14 | |
| あたり圃場 | 平均値 (面積) | 0.21 | 0.22 | 0.29 | - | 0.17 | 0.20 |
| | 最大値 (面積) | 0.60 | 0.46 | 0.60 | - | 0.28 | 0.43 |
| | 最小値 (面積) | 0.05 | 0.06 | 0.15 | - | 0.06 | 0.05 |
| | 標準偏差 (面積) | 0.11 | 0.11 | 0.18 | - | 0.07 | 0.11 |

出所：農家調査時に収集した資料をもとに筆者作成。

注：(1) 表中の前期と後期は、生産開始年度の違いを表しており、前期とは 2005 年までに生産が開始されたもの、後期とは 2006 年以降に生産が開始された品種を意味する。全期間は、前期と後期の合計である。

(2) 表中の面積の単位は ha である。

Table 3 B村における時期別にみた農家のブドウ生産面積

| | 全期間 | 前期 | 後期 | |
|-------|-----------|------|------|------|
| | 農家数 | 36 | 15 | 27 |
| 総面積 | 9.50 | 4.05 | 5.45 | |
| あたり農家 | 平均値 (面積) | 0.26 | 0.27 | 0.20 |
| | 最大値 (面積) | 1.26 | 1.06 | 0.43 |
| | 最小値 (面積) | 0.05 | 0.06 | 0.05 |
| | 標準偏差 (面積) | 0.22 | 0.24 | 0.10 |

出所：農家調査時に収集した資料をもとに筆者作成。

注：(1) 表中の前期と後期は、生産開始年度の違いを表しており、前期とは 2005 年までに生産が開始されたもの、後期とは 2006 年以降に生産が開始された品種を意味する。全期間は、前期と後期の合計である。

(2) 表中の面積の単位は ha である。

(3) 前期と後期の両方にカウントされる農家が存在するので、前期と後期の農家数の和は全期間とは一致しない。

買い上げ価格の算定基準は、当該年度の生産物の作柄や出荷物の検査結果に基づいて定められる。作柄は A ワイナリーのエノログと技術管理者が巡回により判断し、出荷物の検査は A ワイナリーにてワイナリーの職員によって実施される。一方で、年度ごとの収量変動や品種ごとの単収の差異を考慮し、単位面積あたり粗収入が農家間あるいは年度間で大きく変動しないように、品種ごとの買い上げ価格は、若干の調整が行わ

れる。その結果、各農家は生産する品種が異なっても、ほぼ同一の単位面積あたりの粗収入が確保されることになる。A ワイナリーが設定している原料用ブドウの生産農家の ha あたり粗収入は、開始当初である 2002 年は 3.3 万元であったが、2010 年では 4.5 万元まで上昇しており、これまで一貫して増加してきている。

以上のように、原料用ブドウの価格は、品種ごとに基準糖度と価格が設定され、基準糖度の±1度で、1kg あたり±0.4 元が単価に付加される。B 村におけるヒアリング調査によれば、メルローの 2009 年産の基準糖度は 21 度、2010 年産は 22 度であり、2010 年産の kg あたり買い上げ価格は、カベルネ・ソービニオンが 5 元、メルローが 6 元、カベルネ・フランが 5 元となっている。各農家は、最終的な買い上げ価格について、出荷後の精算時に知ることになる。追加して報奨金が A ワイナリーから出される年もある (注 13)。農家への生産物代金の支払は現金による一括払いであり、郷政府を通じて春節前の時期に行われる (注 14)。

3. 品種別・時期別にみた農家の生産面積の変動

ここでは、2011 年調査にて収集した B 村の資料をもとに、B 村における生産面積の変化についてみていく。Table 2 は B 村の 2011 年時点における圃場別にみた時期別・品種別の生産面積を、Table 3 は農家単位にみた

Table 4 B村における複数品種のブドウ生産農家の生産品種、面積の推移

| | 前期 | | 後期 | | | 計 |
|-----|----------|------|----------|-------|-------------|------|
| | カベルネ・フラン | メルロー | カベルネ・フラン | シャルドネ | カベルネ・ソービニオン | |
| 農家1 | 0.19 | 0.25 | 0.32 | — | — | 0.75 |
| 農家2 | 0.46 | 0.60 | — | — | 0.20 | 1.26 |
| 農家3 | 0.22 | — | — | 0.12 | 0.20 | 0.55 |
| 農家4 | 0.06 | — | — | 0.14 | — | 0.20 |
| 農家5 | 0.26 | — | — | — | 0.15 | 0.40 |
| 農家6 | 0.20 | — | — | — | 0.17 | 0.37 |
| 農家7 | — | — | — | 0.18 | 0.07 | 0.24 |

出所・注：表2と同じ。

時期別生産面積をそれぞれ示したものである。B村では2006年以降に栽培面積が拡大しており、以下、Table 2からTable 4では2005年までに生産が開始されたものを「前期」、2006年以降に増産されたものを「後期」としている。

Table 2をみると、生産開始当初から2011年までに生産されている圃場数は46である。その内訳は、前期では、カベルネ・フランが12、メルローが5であり、後期ではカベルネ・フランが1、シャルドネが12、カベルネ・ソービニオンが16である。これらの中には、1つの農家で複数品種を生産しているものも含まれる。また、農家単位に集計したTable 3をみると、B村で原料用ブドウを生産している農家数は36戸であり、開始当初から2005年までの生産農家は15戸（前期）、2006年以降にブドウ生産を開始した農家が27戸（後期）であることがわかる。以上のことから、B村では前期から後期にかけて、品種、農家数がともに増加しており、それにとまって生産面積も1.4 ha（20 ム）増加している。ただし、委託の構造からみると、品種別（Table 2）あるいは農家単位（Table 3）でみても、前期から後期にかけて平均面積は低下していることも指摘できる。Table 2およびTable 3の標準偏差、最大値、最小値などをふまえると、2006年以降は、2005年以前よりも相対的に小さな面積で多くの生産者によって、原料用ブドウの生産が行われたことがわかる。

最後に、複数品種を生産する農家における生産面積の推移について考察する。Table 4は全期間において、複数品種を生産している農家の品種別生産面積の推移を示したものである。これをみると、B村の2011年時

点において、原料用ブドウを生産している農家36戸のうち7戸のみが複数品種を生産している。しかも2011年時点で複数品種を生産している農家のうち、開始当初から継続している農家が6戸を占める一方、後期から生産を開始した21戸の新規参入農家のうち、複数品種の生産を行う農家はわずか1戸のみであった。先ほどのTable 2とTable 3で示したように、原料用ブドウの生産が小さな面積で多くの農家によって行われる傾向にあることもふまえれば、Aワイナリーの原料用ブドウの生産方針が、生産者数を増加させつつも、特定の農家に生産を集中させていること、そして、生産開始当初は単一品種の生産から始める傾向にあることがわかる。事例調査結果でも示したように、原料用ブドウの増産は、Aワイナリーが村ごとに品種別の増産予定面積を通知し、各農家の意向を村が取りまとめ、最終的にAワイナリーが農家ごとの増産面積を決定するという方法で行われるものであった。このように、農家の意向が基本的に尊重されるものの、品種、増産面積の最終決定権はAワイナリーにある。こうした生産関係をとおして、Aワイナリーは品質確保とリスク分散を両立させるような戦略を確立しているものと推察される。

要約

以上、山西省に新設されたワイナリーを事例に、農産物加工企業と農家との契約関係について分析を行った。本稿で明らかとなった点をあげる。

第一は、厳格な生産管理と指導体制の確立である。フランス人の専属のエノログによる指導を初期から導

入し、現在のエノログも2、4、6月は10日ほど、8月から10月は長期に滞在し、専属の通訳を通して指導をしていた。A ワイナリーは10数名の技術管理者を雇用し、各村には2～3名の村民を技術補佐員として配置していた。技術管理者は、毎日、契約農家への巡回による栽培指導を行い、技術補佐員は、技術管理者との連絡調整・軽微な栽培指導を担当する。こうした指導体制により、農家の栽培管理を綿密に行い、同時に農家の栽培指導に対する遵守度合いも管理し、買い上げ価格に反映させていた。

第二は、農地のゾーニングと生産量のコントロールに基づく生産物の品質確保である。A ワイナリーはエノログの指導により農地の選別を厳格に行い、村内のブドウの品種別の生産適地について厳格なゾーニングを行っていた。また、A ワイナリーにおける生産者と生産面積の決定は、栽培適地を保有する農家に対してA ワイナリーが生産品種と面積のオファーを出し、農家が受託の可否を決定する方式が採用されていた。その結果、A ワイナリーに供給されるブドウの生産は、多数の生産者に小面積を委託し、一部の生産者には複数品種の生産を委託する構造となっており、生産者の選抜と生産量、および品質のコントロールを実現していた。

第三は、生産量コントロールを前提とした、安定した買い上げ価格の存在である。A ワイナリーの指導に基づいて生産されたブドウは、基本的に原則全量買い上げとし、生産物価格は、目標とすべき単位面積当たりの粗収入から、品種ごとの基準糖度に基づき設定されていた。その結果、作柄によって品種ごとの基準糖度と価格は若干異なるものの、生産開始以降、農家の単位面積当たり粗収入は、一貫して増加してきており、生産農家の安定的な所得確保と、生産物の品質向上にも寄与していた。

第四は、中間組織の存在である。A ワイナリーは、創業家からの豊富な資金とフランス人の専属エノログの指導に基づく高い技術力をもとに1997年に参入したものの、当該地域にとってはまったく無縁の企業であった。また、適地とはいえ、農家はかつて経験もない新規の作付けを要求された。こうした新規企業と生産者である農家との関係を円滑化させるためには、中間組織の存在が不可欠である。通常は、産地商人や農

家組織が考えられるが、本稿の事例では、郷政府が大きな役割を果たしていた。本稿の事例は複数の村にまたがる生産契約であり、個々の村民委員会では対応することは困難であったために、上級機関である郷政府が適切に対応したことは非常に大きな貢献である。永年性作物であるがゆえの開始当初の所得補償や、作付適地と不適地とのゾーニング、および参加農家と不参加農家の農地の交換、そして苗木の増殖と供給など、行政的な対応の貢献が非常に大きかったものと推察される。

以上の四点をとおして総括すれば次のようになる。A ワイナリーの推奨するブドウ栽培は、栽培管理面で労働強度が高く、雇用労働力の確保や長い支払期間など、農家にとって過酷な面もある。しかし、A ワイナリーは、自身の高度なワイン生産技術とマーケティングによって、高品質のワインの市場供給とそれに見合う高い価格設定を実現した。このことは、結果的に、原料用ブドウの高い価格による調達を可能にする。農家にとってみれば、収益性の面から考えると他の作目よりも高く価格が設定されているので、ブドウ生産から撤退する理由がなく、この点で参加条件（IR：Individual Rationality）が提示されていると解釈できる（注15）。これは、既述したように、haあたり粗収益が2002年の3.3万元から2010年の4.5万元と一貫して上昇してきたことからわかる。また、原料用ブドウ生産におけるOJTの効果によって年々農家の労働強度も減少し、高品質の再生産が確保される条件が整備されているものと考えられる。事実、村内の農家の1人あたり純収入は、A ワイナリー参入前の数百元から6000元余となり、その向上にブドウ栽培が大きく寄与したといえる。

最後に、今後の課題として二点あげる。

第一は、A ワイナリーの今後の成長戦略に注目した継続調査の実施である。これまでみてきたように、太谷県の農家の所得向上に大きく貢献したA ワイナリーであるが、ワイナリー自身の成長戦略に基づき新たな展開をみせている。設立当初は、創設者の意向により、山西省という場所に制約があったが、上述の通り、農家への栽培管理をふくめた高度な品質管理やマーケティングにより、着実な成長を実現してきた。一方で、ワイナリー自身の今後の成長戦略を考えたとき、現在

の太谷県のみでの事業拡大は、ha あたり粗収入上昇にともなう委託生産コストの増大、及び気象条件によるブドウの品質も含めた生産リスクの増大をとまなう。こうした観点から、A ワイナリーは、2010年に寧夏自治区に新たな生産・醸造拠点を設けており、2011年より本格的な生産を開始している。現在の太谷県では、個別農家との生産委託方式でブドウ生産が行われているが、寧夏自治区の拠点では、ワイナリー自体が農家から農地を一括して借り上げ、地元農家は生産業者として雇用されるような直轄方式が採用されている（注 16）。このように新たな生産拠点が形成される一方で、太谷県には宿泊施設を建設中であり、ワインツーリズムの拠点としても整備しつつある。このように A ワイナリーは新たな業態も含めた生産拠点の整備による増産と、事業多角化を進めており、こうした A ワイナリー自体の企業成長に着目した分析を進めていきたい。

第二は、ワイナリーとブドウ生産農家との契約関係に関する一般化である。本稿で事例とした A ワイナリーは、創業家による豊富な資金提供があったために、初期投資や運転資金に大きな制約がなく、また技術や生産管理についても最新の方法によって実現されていた。このことが、最終生産物であるワインの高品質化に結びつき、より効果的なマーケティングの実現に寄与していた。一方で、中国国内の農産物加工企業をみた場合、改革開放前からの特産物の低次加工にとどまる企業も多い。旧来型のワイナリーと農家との契約とその履行について分析を行い、本稿で事例とした A ワイナリーの特質をより明確化させることも一般化に向けた作業の過程で実施していきたい。

注

(1) 小田滋晃, 横塚弘毅, 落合孝次, 香川文庸, 伊庭治彦監訳 / Liz Thach & Tim Matz 著 『ワインビジネス-ビジネス-ブドウ畑から食卓までつなぐグローバル戦略-』, 昭和堂, (2010), 京都, 48 頁を参照。また、同 185 頁では適切な長期的な意思決定のためには自園化が望ましいことも指摘されている。

(2) 国際ブドウ・ワイン機構 (OIV) データベース (<http://www.oiv.int/oiv/cms/index?lang=en> 2011年11月

アクセス) による。

(3) 中国における「農業産業化」とは農業を農業生産のみの第1次産業に止めるのではなく、農産物の加工を行い、より付加価値を高めていくことを意味する。中国における農業産業化の先行研究として、池上彰英, 寶劔久俊『中国農村改革と農業産業化』アジア経済研究所, (2009), 東京, をあげておく。中国においては農業産業化を遂行する際に、地元政府は、地域経済の発展のために、既存企業や、新規企業の誘致を行うため支援を行う。企業誘致や既存企業の規模拡大に際し、土地が必要となる場合には農地転用が行われることがある。中国における農地は村の集団所有であり、70年代末からの農村改革にともない、農地の権利は所有権と請負権に区分されている。所有権は村(集団)に、請負権は個別農家に帰属しており、実質的な個別農業経営が行われている。中国の行政機構は国以下4段階になっており、国より下のクラスは、①省級、②地区級、③県級、④郷級に分けられ、以下のような名称となる。①省級: 省、自治区、市、②地区級: 地区、市、自治州、盟、③県級: 県、自治県、旗、自治旗、特区、林区、④郷級: 郷、鎮、となっている。そして郷鎮政府の下層に自治組織として村がある。郷と鎮は、郷級の行政名称であり機能は同じであり、鎮の方が非農業人口比率に基づき、都市部に対して付与されるケースが多く、郷が減少する一方で、鎮の数は増加傾向にある。郷鎮は末端の行政組織という点で、日本における市町村に近い。

(4) 実地調査は2002年11月、2009年5月、2011年6月に実施したものである。実地調査は、2002年調査がAワイナリー、2009年および2011年調査がAワイナリー、およびAワイナリーとの契約農家となっている。なお、2002年と2009年調査は、筆者のほかに加賀爪優氏(京都大学教授)とともに実施した。最終調査である2011年6月時点のレートは1元が12.89円である。

(5) 農民の年間所得(「純収入」とは、世帯総収入から自営経営費支出、課税公課、生産性固定資産減価償却費、調査補助金を差し引いたものである。

(6) ムは中国の土地面積の単位であり、15 ムは1haである。

(7) 当初は4つの村であったが、2009年より新たに1

つの村が加わった。

(8) 農家楽とは、都市部の住民が農村を体験する中国における農村滞在型のグリーンツーリズムである。

(9) 現地の冬の最低気温はマイナス 18 度、平年の降雪期間は 1 週間未満である。

(10) 例えば、農薬は A ワイナリーから必要量のみ提供され、散布についても村をつうじて散布時期、散布量まで書面にて指示される。

(11) 苗木はフランスから輸入したものを、省の果樹研究所で増殖させて、各農家に 1 株 1.5 円で提供される。

(12) 農家へのヒアリング調査によれば、栽培したブドウを別のワイナリーに出荷することは可能である。数十 km 離れたところに 1 箇所ワイナリーはあるが、買い上げ価格は A ワイナリーの方が高いため、売買が成立しないことが多い。

(13) ヒアリング調査によれば、A ワイナリーの技術管理者および村内の技術補佐員からの報告により、日常的な栽培管理への態度が加味されることもある。また、生産農家の上位 5% 程度の成績優秀な農家へは 300 元の報奨金が支払われることもある。

(14) 上述しているように、郷政府は農家との仲介をしているだけなので、A ワイナリーが売上の一部を郷政府に納めるようなことはない。

(15) ここでいう参加条件 (IR) とは、代理人 (ワイナリー A) とエージェント (農家) の関係をミクロ経済学で説明する、インセンティブ契約の基本的モデルで説明される経済条件である。具体的には、利得をパラメータとする効用関数 U を想定した時、契約を受け入れた場合、代理人の行動 A を取る利得 U_A と、契約を受け入れない場合の代理人の最低利得 (留保効用) U との関係が $U_A > U$ となることを意味する。詳しくは、清水克俊、堀内昭義『インセンティブの経済学』有斐閣、(2003)、東京。を参照のこと。

(16) 地元農家が補助作業員としてワイナリーに雇用されることとなるが、強制的なものではなく、ワイナリーが提示する労賃と農外就業による労賃を比較して合理的に個別農家が意思決定を行うことになる。

